水振第 147 号
令和７年５月13日

岩手海区漁業調整委員会
会長　亘理　榮好　様

岩手県知事　達増　拓也

岩手海区漁場計画の変更案について（諮問）

令和５年 10 月４日付けで公示した岩手海区漁場計画について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第８項において準用する同条第３項の規定により区画漁業権の一部を変更する計画案を作成したので、同条第８項において準用する同条第４項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

１　変更する海区漁場計画
（１）公示番号　一区第 120 号
（２）公示番号　一区第 332 号
（３）公示番号　一区第 333 号
２　変更後の免許予定日
令和７年 10 月１日
３　２に係る申請期間
公示の日から令和７年７月 31 日まで

岩手海区
漁業調整委員会
－7.5.14
漁調委第　　号

担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当　前川
Tel：019-629-5819（内線 5819）
Fax：019-629-5824
E-mail：h-maekawa@pref.iwate.jp

岩手海区漁場計画（変更案）

1　漁業権に関する事項

（1）～（126）　略

（127）公示番号　一区第120号

ア　漁場の位置　宮古市白浜地先（白浜）

イ　漁場の区域　次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点　北緯39度36.699分、東経141度58.442分

イ点　北緯39度36.845分、東経141度58.265分

ウ点　北緯39度37.451分、東経141度58.909分

エ点　北緯39度37.396分、東経141度58.975分

オ点　北緯39度37.315分、東経141度58.892分

カ点　北緯39度37.155分、東経141度59.145分

キ点　北緯39度36.996分、東経141度58.990分

ク点　北緯39度37.149分、東経141度58.730分

ケ点　北緯39度36.979分、東経141度58.537分

コ点　北緯39度36.944分、東経141度58.586分

サ点　北緯39度36.904分、東経141度58.548分

シ点　北緯39度36.854分、東経141度58.628分

ウ　漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ　存続期間　令和５年９月１日から令和10年８月31日まで

オ　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

カ　関係地区　宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ　条件

イ点及びイ点と北緯39度37.577分、東経141度59.041分の点を結ぶ直線を４等分した３点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から２メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク　変更後の免許予定日　令和７年10月１日

ケ　クに係る申請期間　令和７年　月　日から同年７月31日まで

（128）～（220）　略

（221）公示番号　一区第332号

ア　漁場の位置　陸前高田市広田町地先（金入）

イ　漁場の区域　次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点　北緯38度56.295分、東経141度42.131分

イ点　北緯38度55.597分、東経141度41.605分
ウ点　北緯38度55.957分、東経141度40.987分
エ点　北緯38度56.787分、東経141度40.426分
オ点　北緯38度57.198分、東経141度41.256分
カ点　北緯38度57.029分、東経141度41.325分
キ点　北緯38度56.995分、東経141度41.349分

ウ　漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ　存続期間　令和５年９月１日から令和10年８月31日まで

オ　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

カ　関係地区　陸前高田市広田町

キ　条件　イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から２メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク　変更後の免許予定日　令和７年10月１日

ケ　クに係る申請期間　令和７年　月　日から同年７月31日まで

(222) 公示番号　一区第333号

ア　漁場の位置　陸前高田市広田町地先（大陽）

イ　漁場の区域　次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点　北緯38度57.235分、東経141度41.325分
イ点　北緯38度57.190分、東経141度40.185分
ウ点　北緯38度58.416分、東経141度39.357分
エ点　北緯38度58.744分、東経141度39.996分
オ点　北緯38度58.810分、東経141度40.097分

ウ　漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ　存続期間　令和５年９月１日から令和10年８月31日まで

オ　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

カ　関係地区　陸前高田市広田町

キ　条件　イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を３等分した２点の最寄りの

施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から２メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク　変更後の免許予定日　令和７年10月１日

ケ　クに係る申請期間　令和７年　月　日から同年７月31日まで

(223) ～ (308)　略

２　類似漁業権以外の漁業権

二共第７号、一区第３号、一区第113号、一区第138号及び二区第２号